	⑹　油圧シリンダー ⑺　方向制御弁 ⑻　電磁弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁 ⑿　回転継手 ⒀　オイルクーラー		
3.1.6 操作装置	操作レバー等	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.7 安全装置 3.1.8 車体関係	⑴　下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　旋回フレーム及びブラケット ⑶　旋回ベアリング及び旋回ギヤ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　旋回減速機	①　旋回中の異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
		④　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
	⑸　旋回ロック ⑹　ペダルロック及びレバーロック ⑺　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑻　カウンターウェイト ⑼　座席 ⑽　シートベルト ⑾　昇降設備及び滑り止め ⑿　表示板	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⒀　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⒁　計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、表示灯を含む。） ⒂　後写鏡及び反射鏡		
	⒃　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.9 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
3.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.2 動力伝達装置	⑴　クラッチ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　クラッチペダル ⑶　マスターシリンダー	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　パワーシリンダー	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　動力取出し装置（別名ＰＴＯ） ⑺　プロペラシャフト ⑻　デファレンシャル ⑼　ファイナルドライブ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	